

第98号議案

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の件
 神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月27日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例

第1条 神戸市立学校設置条例（昭和39年3月条例第87号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|--------------------|-----|------------------|-------------------|-----|-----|
| 別表2（第3条関係） 小学校 | | | 別表2（第3条関係） 小学校 | | |
| 名称 | 位置 | | 名称 | 位置 | |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 神戸市立 稗田小学 校 | | [略] | 神戸市立 稗田小学 校 | | [略] |
| 神戸市立 灘の浜小 学校 | | 摩耶海岸通2丁 目2番1号 | | | |
| [略] | | [略] | [略] | | [略] |

| | | |
|---------------------|-----|-----|
| [略] | [略] | [略] |
| [略] | [略] | [略] |
| 神戸市立 西脇小学 校 | | [略] |
| [略] | | [略] |
| 神戸市立 多聞の丘 小学校 | | [略] |
| [略] | | [略] |
| [略] | [略] | [略] |

| | | |
|--------------------|-----|----------------|
| [略] | [略] | [略] |
| [略] | [略] | [略] |
| 神戸市立 西脇小学 校 | | [略] |
| 神戸市立 多聞南小 学校 | | 本多聞5丁目2 番1号 |
| [略] | | [略] |
| 神戸市立 本多聞小 学校 | | [略] |
| [略] | | [略] |
| [略] | [略] | [略] |

別表6（第3条関係） 特別支援学校

| 名称 | 位置 |
|-----------------------|-----------------------|
| 神戸市立盲学 校 | [略] |
| 神戸市立灘さ くら支援学校 | 神戸市灘区摩耶海岸 通2丁目2番2号 |
| 神戸市立青陽 灘高等支援学 校 | [略] |
| 神戸市立友生 支援学校 | 神戸市兵庫区夢野町 1丁目1番地 |

別表6（第3条関係） 特別支援学校

| 名称 | 位置 |
|------------------------|---|
| 神戸市立盲学 校 | [略] |
| 神戸市立青陽 東養護学校 | [略] |
| 神戸市立友生 支援学校 住吉分校 | 神戸市兵庫区夢野町 1丁目1番地 神戸市東灘区住吉東 町4丁目1番58号 |

| | | | |
|-----|-----|-----|-----|
| [略] | [略] | [略] | [略] |
|-----|-----|-----|-----|

第2条 神戸市立学校設置条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 第2条による改正後 | | | 第2条による改正前 | | |
|---------------------|-----|------------------------|---------------------|-----|------------------------|
| 別表2（第3条関係） 小学校 | | | 別表2（第3条関係） 小学校 | | |
| 名称 | 位置 | | 名称 | 位置 | |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 神戸市立 多聞の丘 小学校 | | <u>本多聞5丁目2 番1号</u> | 神戸市立 多聞の丘 小学校 | | <u>本多聞4丁目4 番1号</u> |
| [略] | | [略] | [略] | | [略] |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

理 由

小学校及び特別支援学校を設置し、及び廃止するに当たり、条例を改正する必要があるため。

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例について

1. H A T神戸における学校再編について

(1) 神戸市立灘の浜小学校（新設）

灘区南部・中央区東部における児童数の増加に対応するため、H A T神戸に小学校を新設し、周辺校（西灘小学校・なぎさ小学校）を含めた校区変更を行い、学校の過密化、教室不足に対応する。

位 置：摩耶海岸通2丁目2番1号

校 区：岩屋北町、岩屋中町、岩屋南町、摩耶海岸通

(2) 神戸市立灘さくら支援学校（新設）・神戸市立青陽灘高等支援学校（新設）

神戸市立青陽東養護学校（廃止）・神戸市立友生支援学校住吉分校（廃止）

市東部の特別支援学校の児童生徒数の増加に対応するため、青陽東養護学校（知的障害部門）の小中学部、並びに友生支援学校（肢体不自由部門）の東灘・灘・中央区の小中学部・高等部の児童生徒を対象として、H A T神戸に知肢併置の特別支援学校である灘さくら支援学校を新設する。

それに伴い、青陽東養護学校、友生支援学校住吉分校は廃止とする。

また、現青陽東養護学校の校舎を活用し、（知的障害部門）高等部のみの学校として青陽灘高等支援学校を新設する。

【灘さくら支援学校】

位 置：摩耶海岸通2丁目2番2号

通学区域：東灘区（知的障害部門は本山中・住吉中・御影中・向洋中の校区）、灘区、中央区

【青陽灘高等支援学校】

位 置：灘区岩屋北町6丁目1番1号

通学区域：東灘区（本山中・住吉中・御影中・向洋中の校区）、灘区、中央区

2. 垂水区における統廃合について

(1) 神戸市立多聞の丘小学校（新設）※統合校

多聞南小学校、本多聞小学校ともに数年以内に全学年が単学級となる見込みであるなど小規模化が進んでいるため、両校の教育環境の向上を目的とし、学級数の適正規模化に向けた統合再編を行う。

位 置：(仮移転) 現本多聞小学校 本多聞4丁目4番1号

(本移転) 現多聞南小学校 本多聞5丁目2番1号

校 区：多聞南小学校、本多聞小学校の両校区を統合校の校区とする。

※「学が丘1丁目」は令和3年度より多聞東小学校の校区となるため除く。

(2) 移転時期について

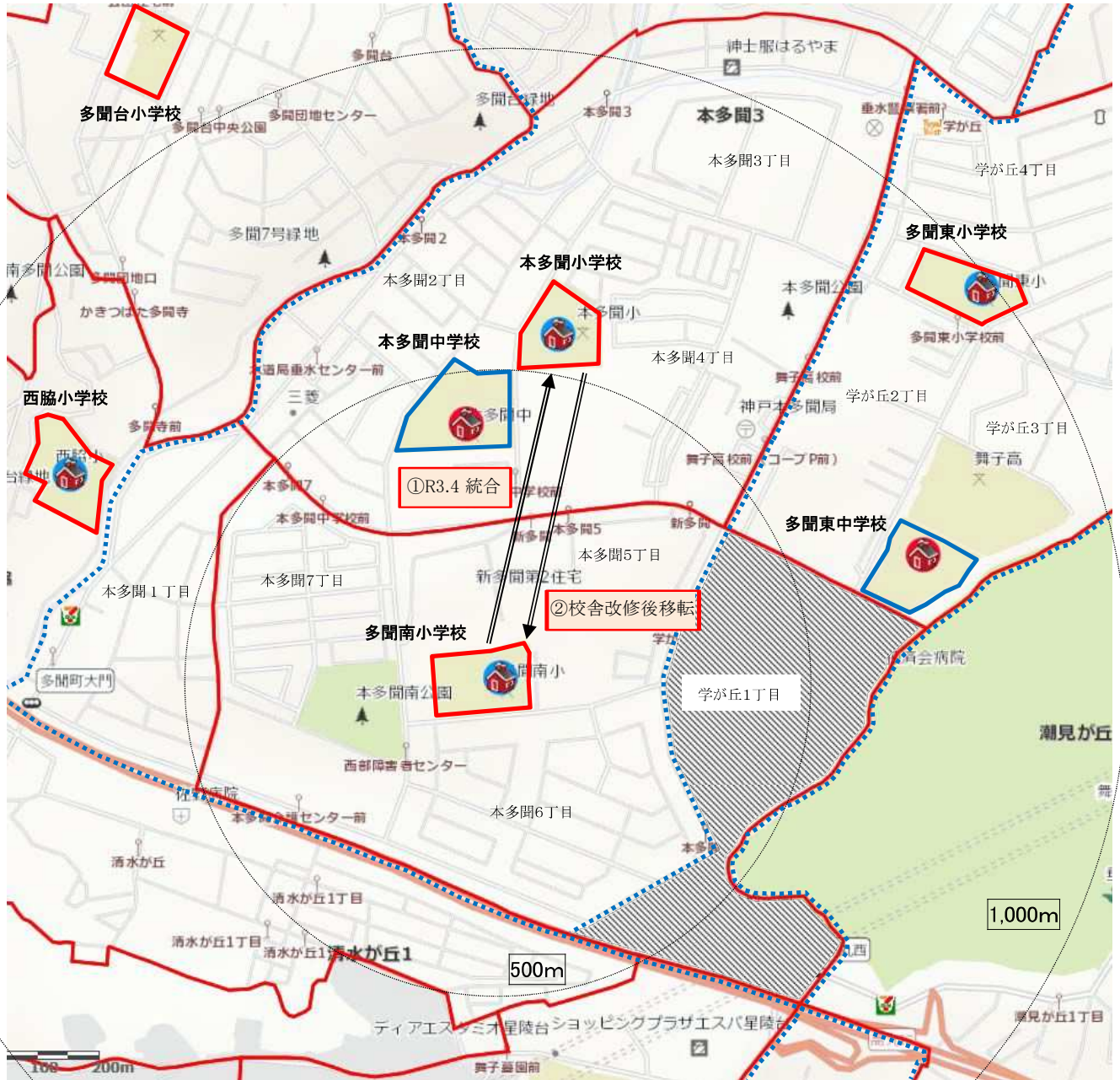
令和3年4月より現本多聞小学校舎を活用して、多聞の丘小学校を開校し、その間に現多聞南小学校校舎の改修を行い、改修終了後に本移転を予定している。

施行日については附則において、公布の日から5年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日としている。

〈参考〉神戸市立灘の浜小学校校区図（案）



〈参考〉神戸市立多聞の丘小学校校区図(案)



- 小学校区
- ⋯ 中学校区